

## 陸上自衛隊大和駐屯地 創立63周年記念行事一般公開

- 大和駐屯地創立63周年記念行事を開催します。
- ◆日時 10月6日(日)  
午前8時30分～午後3時30分
  - ◆場所 大和駐屯地
  - ◆内容 記念式典、装備品行動展示、各種売店等
  - ◆その他 大和町役場臨時駐車場からシャトルバスが運行されます。
- ※駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- ◆問い合わせ先 大和駐屯地広報班  
☎345-2191(内線201)

## 全国一斉！ 法務局休日相談所を開設

- 相続登記及び相続税に関する講演と、相続登記、不動産、会社法人の登記申請、戸籍、供託及び人権に関する相談に法務局職員、公証人、人権擁護委員、司法書士、土地家屋調査士、税理士が応じます。
- 講演及び相談は無料で、いずれも事前予約制です。
- ◆日時 10月6日(日)  
講演会 午前10時20分～正午  
相談会 午後1時～3時
  - ◆場所 講演会 仙台メディアテーク  
(仙台市青葉区春日町2-1)  
相談会 仙台北法務局  
(仙台市青葉区春日町7-25  
仙台第3法務総合庁舎)
  - ◆予約・問い合わせ先  
仙台北法務局民事行政調査官室  
☎225-5720



働くみんなに、  
今こそ確かな安心を。

CHU  
**中小企業**  
TAI  
**退職金**  
KYO  
**共済制度**

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税  
手数料も不要
- ◆外部積立型なので  
管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

## 情報コーナー



## ななつもりふれあい福祉まつり開催

宮城県七ツ森希望の家では「ななつもりふれあい福祉まつり」を開催します。

皆さんに楽しんでいただけるような催し物をはじめ、福祉の情報発信、地域住民の方が交流を図れるブースも多数ご用意しています。

スタッフ一同皆さんをお待ちしていますので、ぜひお越しください。

- ◆日時 10月6日(日)  
午前10時～午後2時
- ◆場所 宮城県七ツ森希望の家
- ◆内容 障害者の交流、福祉事業所の出店、黒川高校吹奏楽部の演奏会、ステージ発表、カラオケ大会、レクリエーション、豚汁の無料配布など
- ◆問い合わせ先  
宮城県七ツ森希望の家 ☎345-3701

## 宮城県最低賃金の改正

宮城県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金は次の通り改正されます。

時間額	効力発生日
824円	10月1日

次に掲げる賃金は、最低賃金の計算に含まれません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等、時間外・休日・深夜手当

◆問い合わせ先  
宮城労働局賃金室 ☎299-8841  
又は、各労働基準監督署



## 国民年金だより

### 納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年中に納めた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

また、平成30年中に納付した国民年金保険料の保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

### 年金生活者支援給付金制度のご案内

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金を受け取るには、請求書の手続きが必要です。日本年金機構から送られてきた封筒に入っている請求書に記入して返信してください。

※2019年4月2日以降に基礎年金を受け始めた方には、年金の請求書と一緒に書類が送付されておりますのでご確認ください。

◎年金生活者支援給付金のご請求で、お困りのときは・・・

◆電話・・・(ナビダイヤル) 0571-05-4092  
050から始まる電話の場合(東京) 03-5539-2216

◆受付時間・・・月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は、午後7:00まで

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512